

第3章

初動対応、 避難者・被災者への支援



関係団体における災害救助活動



河内町 小此木内閣府特命担当大臣（防災）の現地視察

警察

Disaster relief
1

7月7日に東広島警察署の生活安全課・警備課から2名の派遣を受けました。13日には広島県警メイプル隊1チーム、14日からは山口県警他からの3チームも加わりました。14日から8月8日まで河内町で行方不明者の捜索を継続しました。

自衛隊

Disaster relief
2

7月6日に出勤要請を行い、7日に海田駐屯地第47普通科連隊が到着。7月27日まで、市内全域で災害救助のほか、孤立地域生活支援、物資輸送、危険物除去など多岐に渡る生活支援活動を行いました。



平成30年7月豪雨において、東広島市は防災対策の編成としては最高レベルの非常体制をとりました。そして、自衛隊や緊急消防援助隊、対口支援の愛知県職員など、多くの関係団体の協力を得て、災害救助や復興支援に係る活動を行いました。

また、7月14日には石井啓一国土交通相が黒瀬町を、15日には小此木八郎防災担当相が河内町を、16日には岸田文雄自民党政調会長が志和町、黒瀬町を、17日には世耕弘成経済産業相が志和町をそれぞれ視察されました。

緊急消防援助隊

Disaster relief
3

7月7日早朝に消防庁に出勤を要請し、同日午後第1次大阪府大隊が到着。河内町中河内と西条町下三永で救助活動にあたり、9日に終了。同日に第2次隊が到着し、10日に坂町に出勤しました。



災害派遣医療チーム DMAT

Disaster relief
4

7月8日に到着し、東広島医療センターを拠点病院に指定して、翌日から4チームが全避難所を巡回。11日に帰隊しました。

広島県

Disaster relief
5

7月8日に応援職員が派遣され、途中職員を交代しながら令和2年度まで活動を行いました。

愛知県

Disaster relief
6

総務省が制度化した対口支援により、7月10日に愛知県の職員が到着。8月8日まで延べ54名が罹災証明事務などを担当しました。

北広島市

Disaster relief
7

姉妹都市である北海道北広島市からは義援金のほか、発災直後から4名の職員を派遣するなど多大な支援を受けました。



TEC-FORCE (テックフォース)

Disaster relief
8

全国から招集された国土交通省の緊急災害対策派遣隊の道路班と河川班が、7月10日から25日まで市内各地で被害を調査し、復旧作業にあたりました。



上記以外にも災害派遣精神医療チーム (D-PAT) による医療救護活動、医師会や薬剤師会などによる避難所での医療支援、女性会による避難所での炊き出しが行われました。

災害時公衆衛生チーム

Disaster relief
9

宮城県、横浜市、福岡市、広島県のチームが7月12日から8月2日まで避難所の巡回、家庭訪問、在宅被災者の健康調査などを行いました。また、JMAT(日本医師会災害医療チーム)が避難所の感染症対策を実施しました。

全国都市清掃会議

Disaster relief
10

横浜市から、7月28日から8月6日まで延べ78名の職員とパッカー車等の派遣を受けました。また、福岡市及び(公財)ふくおか環境財団から、8月20日から8月30日まで延べ84名の職員とパッカー車等の派遣を受けました。

全国の自治体

Disaster relief
11

発災後から、令和2年度にかけて茨城県那珂市、神奈川県相模原市、愛知県岡崎市、大阪府泉佐野市をはじめ22自治体から派遣された延べ53名の職員が復旧工事や土砂撤去などの様々な業務を行いました。



避難者、被災者への支援

東広島市では、発災後まもなく庁舎内に総合相談窓口を設け、り災証明書の発行や各種支援制度の案内をはじめ、また、広報紙等を通じて市の支援制度のほかに国や広島県などの支援制度についても案内を行いました。さらに、10月3日に設置した「東広島市地域支え合いセンター」や保健所、広島県の「こころのケアチーム」などと連携して、被災者のところとからだの相談支援も行いました。

各種支援制度

1 応急措置

- ・土のう袋、ビニールシート、木杭の貸与
- ・被災家庭ごみなどのごみ搬入
- ・災害救援物資の支給（日本赤十字社）
- ・障害物の除去
- ・消毒液の支給
- ・被災住宅の応急修理
- ・市営住宅等の提供

2 災害見舞金などの支給

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・社会福祉協議会災害見舞金・弔慰金の支給
- ・災害見舞金・弔慰金の支給
- ・衛生施設浸水見舞金の支給
- ・災害障害見舞金の支給
- ・学用品・教科書などの援助
- ・災害援護資金の貸し付け

3 税金等の減免

- ・各種手数料の減免
- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免、一部負担金の免除
- ・個人住民税の減免
- ・保育についての減免など
- ・固定資産税・都市計画税の減免
- ・火葬場使用料の減免
- ・市税などの徴収猶予
- ・水道料金・下水道使用料などの減免
- ・個人事業税、不動産取得税、自動車税など県税の減免
- ・介護保険料・サービス利用料の減免など
- ・国税の納付の猶予など

4 復旧工事への援助

- ・宅地内の堆積土砂の撤去
- ・集会施設の補修に対する補助金の支給
- ・施設などの復旧事業
- ・市道、河川、排水路などの維持修繕、復旧に使用する材料などの支給

5 融資制度など

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・生活福祉資金の貸し付け
- ・災害救援ローン
- ・緊急対応融資（セーフティネット資金）

6 その他

- ・ボランティア派遣の依頼
- ・児童のショートステイ（短期入所生活援助）

こころとからだの相談支援

乳幼児から高齢者まで幅広い年代の方が被災されており、心身の不調や介護状態の変化、災害に起因した自殺リスクの増大など、様々な健康問題が危惧されました。そのため、行政、専門機関及び地域住民等が連携し、被災者一人ひとりに寄り添いながら、こころとからだの相談支援を実施しました。

取組方針

- ・災害後のこころとからだの変化について相談窓口の周知を図り、きめ細かな相談対応を行う。
- ・みなし仮設及び市営等公共住宅に入居された人を対象に健康調査を実施し、健康状態や心身に関する心配ごとへの対応を行う。
- ・「地域支え合いセンター」、「こころのケアチーム」及び保健所との連携を密に図り、専門的なケアが必要な被災者へ家庭訪問などにより支援を行う。

地域支え合いセンターの設置・運営

豪雨災害による生活環境の変化、地域や家族からの孤立及び生活再建の見通しが立たないことなどから、被災者の精神的ストレスが増大していくことが懸念されました。こうした問題に対処していくため、10月3日に「東広島市地域支え合いセンター」を庁舎内に設置し、被災者の孤立防止や早期の生活再建に向けて、見守り、相談、地域交流の支援を一体的に行いました。専門的な心のケアが必要な被災者に対しては、市役所関係部署や広島県が設置した「こころのケアチーム」と連携して支援しました。

主な活動

- ・被災者の現況等の調査及び支援計画の作成
- ・被災者の見守り・巡回訪問
- ・被災者からの相談受付、専門機関等へのつなぎによる生活再建支援
- ・被災者の地域コミュニティへの参加促進



被害家屋調査

豪雨により、市内の広い範囲で土砂崩れ、河川の氾濫などが発生し、建物被害は、全壊97件、大規模半壊8件、半壊154件、床上浸水703件など合計1,489件にも及びました。東広島市では、7月11日から被害家屋調査班を編成し、被害を受けた家屋のり災証明書や被災証明書を発行し、被災者の生活支援・再建のために様々な取組を実施しました。

被害状況

	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計	担当班
建物	101	123	90	117	308	30	53	111	556	1,489	受付発行業務 主担当課：総務課 被害認定調査 主担当課：資産税課
住家	73	94	63	72	212	16	43	80	387	1,040	
(全壊)	2	3	4	1	6	2		14	12	44	
(大規模半壊)			1	1	1			1		4	
(半壊)	4	2	6	2	33	2	2	8	47	106	
(一部損壊)	6	1	7	10	3	1	1	13	9	51	
(床上)	25	40	17	28	66	5	26	18	207	432	
(床下)	36	48	28	30	103	6	14	26	112	403	
非住家	28	29	27	45	96	14	10	31	169	449	
(全壊)	6	4	4	6	7		1	11	14	53	
(大規模半壊)					3				1	4	
(半壊)	2	2	3	2	11	1		4	23	48	
(一部損壊)	0	2	3	6	4	6	1	6	5	33	
(床上)	14	18	13	26	67	5	7	8	113	271	
(床下)	6	3	4	5	4	2	1	2	13	40	

- 調査件数／住家…1,064（被害なし24件含む）
- 調査班／1班あたり2～3名 1日あたり5班から9班に編成し、出勤
- 受付開始／H30.7.9～
- 申請窓口／本館1階臨時申請窓口（H30.7.9から開設8月12日閉鎖 以降は総務課で受付）
- 調査開始／H30.7.11～
- 各支所地域振興課 各出張所

り災証明書月別発行数

H30.7月	450
H30.8月	783
H30.9月	129
H30.10月	42
H30.11月	17
H30.12月	27
H31.1月	10
H31.2月	13
H31.3月	8
H31.4月	8
H31.5月	1
H31.6月	0
H31.7月	1
合計	1,489

り災証明書町別発行件数

西条	101
八本松	123
志和	90
高屋	117
黒瀬	308
福富	30
豊栄	53
河内	111
安芸津	556
合計	1,489

被災証明書月別発行件数

H30.7月	1,242
H30.8月	361
H30.9月	174
H30.10月	87
H30.11月	35
H30.12月	27
H31.1月	6
H31.2月	5
H31.3月	7
合計	1,944

被災証明書町別発行件数

西条	232
八本松	200
志和	193
高屋	241
黒瀬	376
福富	34
豊栄	38
河内	183
安芸津	436
市外	11
合計	1,944

平成30年7月豪雨で被災された人の支援制度 【総合相談窓口】

○ 開設場所／本館 1 階ロビー ○ 開設期間／7月12日(休)～ 8時30分～17時15分 ※土・日・祝日も開設。

り災証明書等の発行

	持ってくるもの	申請窓口	問い合わせ先
り災証明書	世帯主本人以外が申請する場合 ・世帯主本人からの委任状 ・世帯主本人の印鑑	本館1階 臨時申請窓口 各支所 地域振興課 各出張所	総務課 (082) 420-0907
被災証明書	被災状況が確認できる写真 被災者本人以外が申請窓口に来る場合 ・被災者本人からの委任状 ・被災者本人の印鑑		

受付時間／8：30～17：15 ※申請書は市ホームページにも掲載しています。

住宅の確保

被災者の住宅確保のため広島県等と連携し、市営住宅等（県職員公舎・教職員公舎、国家公務員宿舎を含む）や、みなし仮設住宅の提供を行い、最長2年の予定で被災者生活を支援しました。

被災住宅の応急修理

建築指導課に相談窓口を開設し、被災者が、被災した住宅（半壊以上）で再び生活を送るために、日常生活に必要な部分（居間、台所、便所等）の応急修理費用の一部を市が負担する支援を行いました。

●応急修理の流れ

1. 相談、申込、見積書提出（申込者→市）
2. 修理依頼（市→修理業者）
3. 完了報告（修理業者→市） 限度額 1戸あたり58万4千円（限度額を超える部分は自己負担）

宅地内の土砂撤去

土砂が入った可能性がある宅地について、個別に現地調査並びに聞き取りを行い、関係者の理解を得ながら公費で土砂撤去及び半壊、全壊した建築物の撤去を進めました。

●業務手順

1. 公費撤去、解体及び費用負担の申請の受付
2. 申請を基に現地確認を行い、制度の説明をし撤去範囲を確定
3. 各町毎に公費撤去の業務発注を実施（費用負担申請については、支払事務を実施）
4. 災害廃棄物については、二次仮置場へ搬出し分別処分を行う

災害廃棄物の処理

市内ほぼ全域における土砂災害や浸水被害により、膨大な災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂が発生しました。これらを早期に処理・撤去しなければ復旧・復興に向けた取組みの支障となることから、まずは、市内13か所に廃家財等の、また、5か所に土砂混じりがれき及び建物解体廃棄物の一次仮置場を設置するとともに、一次仮置場から搬出した災害廃棄物を集積し、分別・破碎・選別等を行うための二次仮置場を賀茂環境センター第1工区内に設置しました。処理に際しては、粉塵や悪臭等の発生の防止に努めるとともに、可能な限り分別を促進し、リサイクル率を高めるよう心掛けました。



災害廃棄物の仮置き場（プレスネット提供）

市営住宅、仮設住宅等の提供状況

提供戸数として、市営住宅等は27件（内訳：市営住宅19件、県職員公舎3件、財務局（国公舎）5件）とみなし仮設住宅は52件を提供しました。

断水と給水支援

市内の多くの地区が断水し、7月7日から市の災害協定に基づいて給水支援要請し、協力事業者の給水車による応急給水（河内支所・簗老人集会所・黒瀬町市飯田）が行われました（給水人数延べ1,675人）。また、失平配水池、正尺配水池、安芸津町の配水池へ直接給水を実施しました。

●断水件数

町別	地区名	件数
西条町	—	0
八本松町	米満	114
志和町	奥屋・別府	8
高屋町	小谷	14
黒瀬町	市飯田	150
福富町	—	0
豊栄町	—	0
河内町	中河内・下河内・入野	650
安芸津町	風早・三津・木谷・小松原	328
計		1264

●給水箇所

- ・磯松中学校・西志和小学校
- ・黒瀬町市飯田（洋国団地・グリーンハイツ）
- ・黒瀬支所・河内支所・河内町入野（簗老人集会所）
- ・入野小学校・安芸津支所

※学校は屋外の蛇口を使用。安芸津・黒瀬支所は支所の蛇口を使用。（24時間対応）

※黒瀬町市飯田（グリーンハイツ入口）・河内支所・河内町入野（簗老人集会所）は給水車による応急給水。

●断水期間

7/7～7/20（この間に順次断水が解消されました。）

●対応状況

- ・7/7に市から災害協定に基づき給水支援要請を行いました。協力事業者による応急給水（河内支所・簗老人集会所・黒瀬町市飯田）が行われました（給水人数延べ1,675人）。また、失平配水池、正尺配水池、安芸津町の配水池へ直接給水を実施しました。
- ・協力事業者による応急給水は、黒瀬町市飯田で7/8から7/14まで、入野の簗老人集会所で7/8から7/20まで、河内支所で7/8から7/19まで、実施しました。
- ・ホームページにて随時断水地域と給水可能な箇所をお知らせしました。

●断水の原因

- ・河川護岸の崩壊による水道管の破損
- ・道路の崩壊による水道管の破損
- ・落橋による水道管の破損
- ・ポンプ所の停電により配水池への給水が停止



災害義援金

全国から送られてきたたくさんの義援金を広島県で取りまとめ、五次に渡って各市町に配分しました。

「配分の対象となる人・世帯」

<人的被害>

平成30年7月豪雨で、次の人的被害を受けた方又はご遺族

1. 亡くなられた方又は行方不明の方
2. 重傷者（災害により1か月以上の治療を要する方）

<住家被害>

平成30年7月豪雨で、住んでいた家屋が次の被害を受けた方

1. 全壊
2. 半壊（大規模半壊）
3. 一部損壊
4. 床上浸水

「東広島市への配分額」

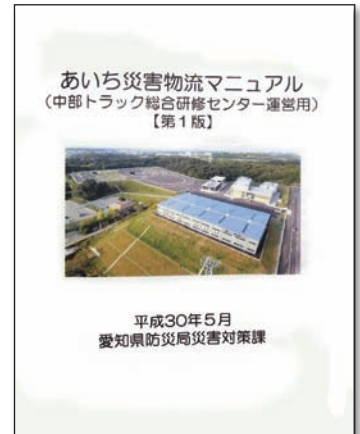
第1次配分	10,050,000円	（8月7日決定）
第1次追加配分	18,500,000円	
第2次配分	260,170,000円	（10月12日決定）
第2次追加配分	24,120,000円	
第3次配分	96,790,000円	（平成31年2月18日）
第4次配分	41,620,000円	（令和元年6月21日）
第5次配分	22,210,000円	（令和2年6月22日）
総額	473,460,000円	

物資提供

当初は市役所本庁を物資拠点としていたが、本市の支援に来ていた愛知県職員
の指導により、東広島運動公園体育館を物資拠点とし、市役所には救援物資セン
ターを設置しました。

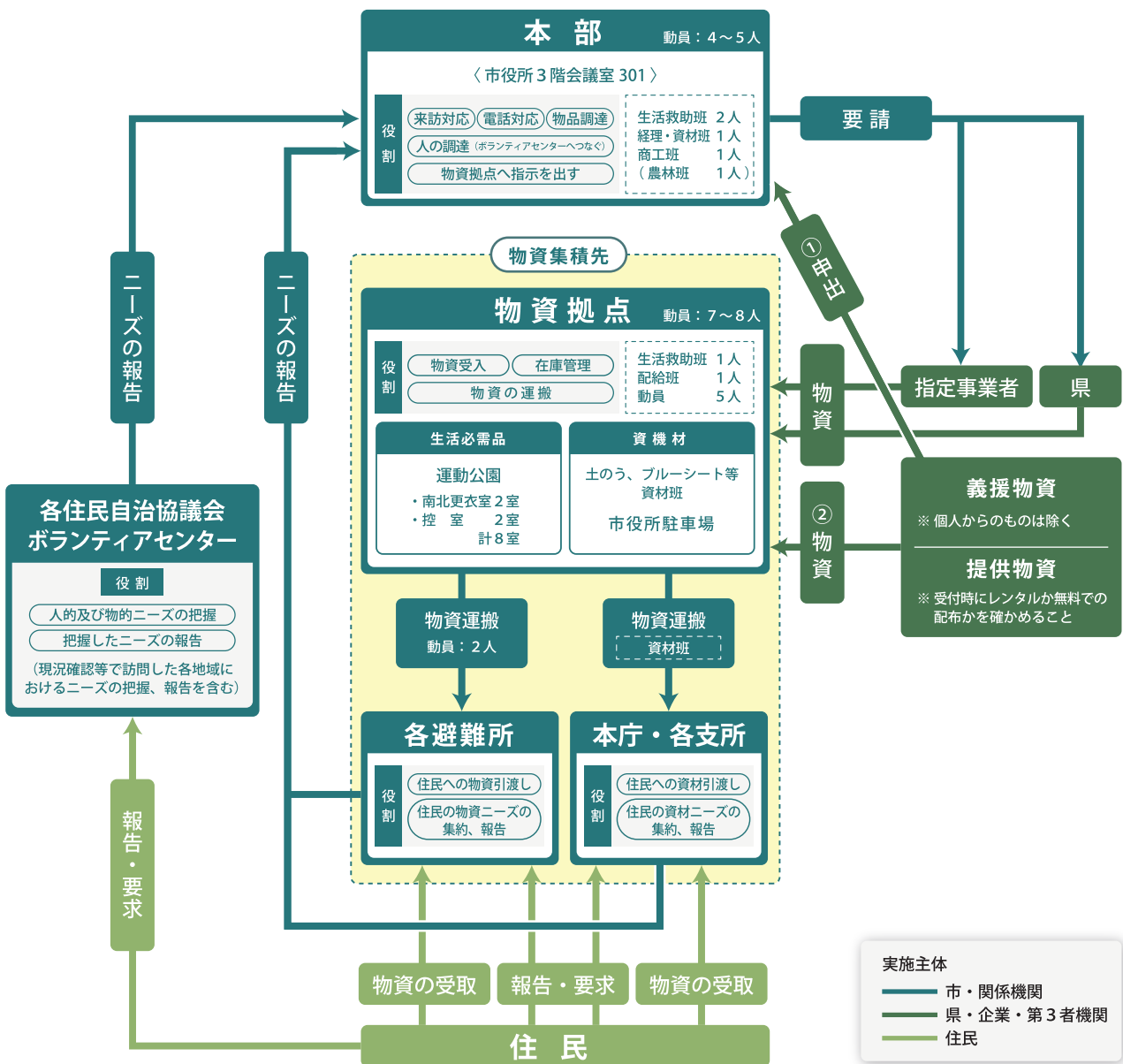
救援物資センターでは、避難所からの物資の要求を受け、発注をするともに、
市内外の個人や企業から提供された水、衣服、食料品などの物資の受付も行いま
した。

こうした物資は、東広島運動公園体育館に搬入され、その後、必要な施設等へ
配布されました。



愛知県の災害物流マニュアル

H30.7.6～ 大雨災害 災害対応フロー（物資関係）



地域での活動状況

市災害対策本部は関係機関等の支援を受けて、全力で災害対応を行いました。市内各地で甚大な被害が生じた結果、マンパワー不足や道路の途絶などにより十分な対応ができない状況が発生しました。

こうした状況を受け、市内各地の住民自治協議会や自主防災組織では、被害状況等の収集や市への連絡、避難所の開設・運営及びその支援、土砂撤去活動、炊き出し、住民への見回り・声掛け等を行いました。



土砂撤去作業（八本松町）



土砂撤去作業（八本松町）



土砂撤去作業（河内町）



孤立集落へ向かうための道路啓開作業（河内町）



土砂撤去作業（安芸津町）



災害ごみ収集作業（安芸津町）

学校及び保育所等

小中学校については、7月6日（金）及び7月9日（月）は、もみじ小学校・中学校を除いて全校臨時休業とし、7月10日（火）については、各学校の状況に応じて、一部の学校で臨時休業となりました。

また、給食センターにおいては、7月13日（金）までの間は、食材及び配送ルートの確保が困難のため給食を中止しました。

保育所等については、7月7日（土）は一部の施設で休園となり、週明けの7月9日（月）からは概ね保育を開始したが、川上東部保育所や入野光保育園等は土砂の流入等により、数日間休園となりました。

公共交通機関の状況

7月7日（土）から市内のJR山陽本線及び呉線、中国JRバス、芸陽バスともに全便運行見合わせあるいは運休となりました。

特に、JRは、至る所で大規模な土砂流入や路盤流出などの被害が生じたため、山陽本線の白市～八本松間は8月21日から、八本松～瀬野間は9月9日から、三原～白市間は9月30日の運転再開となりました。7月9日から9月8日の間については、新幹線代替輸送が行われました。呉線においては、三原～安浦間の運転再開は12月15日となりました。

また、路線バスにおいては、道路の復旧状況に合わせ、7月9日から順次運行再開となりました。

このうち、西条市街地循環バス（のんバス）については、7月8日から、西条エアポートリムジンは7月15日から運行再開となりました。



志和町七条椀坂



志和町七条椀坂



河内町下河内